**県税システム入力データ作成業務委託契約書（案）**

１　業務名　　県税システム入力データ作成業務

２　委託料　　金●●●円

(うち消費税及び地方消費税額　金●●●円)

３　委託期間　　令和●●年●●月●●日から

　　　　　　　　　 令和●●年●●月●●日まで

４　契約保証金　　金●●●円

　岩手県（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別記県税システム入力データ作成業務仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記の委託料及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託した。

２　乙は、委託業務の実施に当たっては、同仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

（個人情報の保護）

第１条の２　乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（指示）

第２条　甲は、委託業務の実施に関し、甲の職員をして乙の履行状況を監督させ、又は必要な事項について指示させることがある。

２　乙は、委託業務の実施に関し必要と認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。

（業務担当者の通知）

第３条　乙は、委託業務を主として担当する者を定め、速やかに甲に通知するものとする。

（委託業務内容の変更等）

第４条　甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の帰属）

第５条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

（業務完了報告及び完了確認）

第６条　乙は、委託業務に係る各年度における委託業務が完了したときは、県税システム入力データ作成業務委託完了報告書（様式第１号）を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定により完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

３　甲は、前項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

４　乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

５　第２項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

（委託料の請求等）

第７条　乙は、前条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、業務委託料請求書（様式第２号）を甲に提出するものとする。この場合において、乙が請求可能な委託料は、年度ごとに別表に掲げる額を限度とする。

２　甲は、前項の規定により業務委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

３　乙は、甲が必要であると認める場合は、年度ごとに請求可能な委託料の９割以内の額を前金払することができる。この場合において、前金払に係る様式は、様式第２号に準ずるものとする。

（違約金）

第８条　甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

（遅延利息）

第９条　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（契約不適合責任）

第10条　第６条の規定による完了確認後、契約の目的物に不適合があると認められる場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、また不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

２　前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

３　第１項に規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

４　乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第６条の検収完了後１年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から１ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第６条の規定により契約の目的物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

　(１)　委託業務を実施することができなくなったとき。

　(２)　第２条又は第６条第２項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

　(３)　不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

　(４)　次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

　(５)　その他この契約に違反したとき。

２　前項第２号から第５号までの規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金額の100分の５に相当する額を項に納付するものとする。

３　第２項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

（暴力団等の通報）

第12条　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（契約解除に伴う特例）

第13条　第11条第１項第１号の規定により、この契約が解除された場合において、委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票の引渡しを受けることができる。

　（長期継続契約に伴う契約の解除）

第14条　甲は、次に掲げる場合には、令和７年度以降の契約を解除することがある。

　(１)　各年度の予算に関し、減額又は削除がある場合

　(２)　岩手県庁内の検討により、県税システム入力データ作成業務について大幅な見直しをする場合

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、甲は、損害を賠償しないものとする。

（委託料の返還）

第15条　乙は、第11条第１項第２号から第５号までの規定により、この契約が解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

（延滞金）

第16条　乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額に付き年2.5パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

（権利義務譲渡等の禁止）

第17条　乙は、この契約から生じる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第２項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

３　乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

　(再委託等の禁止)

第18条　乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

２　乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理及び特定個人情報に関する安全管理措置が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

３　乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第19条　乙の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当って知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

３　乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の攻めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

　（権利の帰属）

第20条　委託業務により作成された成果品に係る著作権及び所有権は、甲に帰属するものとする。

２　前項に規定する著作権には、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条（翻訳権、翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

（安全確保上の問題への対応）

第21条　乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

３　乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第22条　乙は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第23条　乙は、第２条第１項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

（データ等の管理）

第24条　乙は、データ等の外部への漏えい、滅失、毀損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講ずるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

２　乙は、個人情報の適切な取扱いに係る安全管理措置を遵守しなければならない。

３　乙は、個人情報の適切な取扱いに係る従業者の監督・教育、契約内容の遵守に必要な措置を講じなければならない。

４　甲は、乙に対して、前２項に係る乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができるものとし、乙はこれに対し速やかに応じなければならない。

（データ等の運搬）

第25条　委託業務に係るデータ等の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

（データ等の廃棄）

第26条　乙は、委託業務完了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとし、廃棄に当たっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

（書類の整備）

第27条　乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和●●年●●月●●日まで保存するものとする。

（補則）

第28条　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

　この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

　　令和●●年●●月●●日

甲　　岩手県

　　　代表者　　岩手県知事　　達　増　拓　也

乙　　（住所）

　　　　（会社名）

　　　　　（代表者　氏名）

別表（第７条第１項関係）

**委託料内訳書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　間 | 金　　　　　額 | 備　　　考 |
| 令和６年度 | ●●●●円 |  |
| 令和７年度 | ●●●●円 |  |
| 令和８年度 | ●●●●円 |  |

（注）上記金額には、消費税及び地方消費税額を含む。

様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　岩手県知事　達増　拓也　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者

**業務完了報告書**

　このことについて、県税システム入力データ作成業務仕様書に従い、本年度の業務を完了したので報告いたします。

記

１　業務名　　県税システム入力データ作成業務

２　委託期間

　(１)　全体期間　　令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

　(２)　今回の報告に係る期間　　令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

３　成果報告　　別添のとおり。

様式第２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　岩手県知事　達増　拓也　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者

**業務委託料請求書**

　県税システム入力データ作成業務委託契約書に従って実施した委託業務の委託料を次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 | 県税システム入力データ作成業務 |
| 委託料額 | 総額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 今年度分請求可能額 | ① | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 今年度分前金払受領済額 | ② | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 今回請求金額（①－②） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 振込先銀行名 |  　　　　　銀行　　　店　　　　預金（口座番号：　　　　　　　　　　　　） |